

## 単品スライド実施手順【受注者の購入金額を採用する場合】

※ 単品スライドを行う時点で、精算変更が完了、又は、精算変更のための積算作業が完了し、変更後契約金額を受発注者で共有している必要があります。

### 1 手続き

① **受注者** : 主要資材の価格高騰の影響により、契約金額が不適当と思われるときは、  
単品スライドの請求（様式1）を発注者に提出

② **発注者** : 様式1を受理  
→ スライド請求期間を確認  
→ 請求期間内であれば、受注者に協議開始日を通知（様式2）

③ **受注者** : 様式2を受け、受注者側でのスライド額を算定し、次の書類を提出  
・ 変更請求書（様式3）、  
・ 請負代金額変更請求額計算書（様式3-1）  
・ 実際に購入した際の数量、単価、購入先、搬入月を証明する書類  
（様式3-1の根拠）  
・ 実際の購入金額が適当であることを証明する書類  
→ 必要な証明書類等が提出されない場合などは、  
単品スライド条項の対象としない

④ **発注者** : 様式3-1を参考に、発注者側のスライド額を算定 **資料1**  
※ 単品スライド額算定表を使用 **資料2**  
1) スライド金額が、変更後契約金額の1%以下の場合  
→ 変更不可を通知（様式4）  
2) スライド金額が変更後契約金額の1%を超える場合  
→ スライド額算定表で算出した金額を、様式6にて受注者と協議

⑤ **発注者** : スライド額を計上した変更設計書を作成し、変更契約を行う。  
※ 精算変更と単品スライドの変更を同時に行うこと也可

### 2 積算システム

- ・ 変更設計書の、「直接工事費」にオプションで「単品スライド増額」を追加し、算定額を一式計上
- ・ 全ての間接費の「対象外」とする。

### 3 変更設計書に添付する資料

- ・ 様式1, 様式2（写し）、様式3, 様式3-1, 証明書類  
スライド額算定シート、様式6